一般振替機関の監督に関する命令及び社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～九　略］ 十　取り扱う社債等に応じた法第六十九条の二第一項第二号（法第百二十一条において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第一項第二号、第百三十一条第一項第二号（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項第二号（法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第百九十六条第一項第二号の口座に係る通知の受理に関する事項 十一　［略］	（業務規程の記載事項） **第十条**　法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものとする。 ［一～九　同上］ ［号を加える。］ 十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第二章の二　略］ 第二章の三　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十条の十九） ［第三章～第八章　略］ 附則 （振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百	目次 ［第一章～第二章の二　同上］ 第二章の三　受益証券発行信託の受益権の振替（第十条の十二―第十条の十八） ［第三章～第八章　同上］ 附則 （振替口座簿の電磁的記録の方法） **第二条**　法第六十八条第六項（法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七条の四第六項、第百二十九条第六項（法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十五条第六項（法第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）及び第百九十四条第六項（法第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用す